

随意契約理由書

工事名：堺泉北港 大津航路浚渫工事その3

本工事は、大津航路の水深を確保するために浚渫を行うものです。

本件は、条件付一般競争入札により、令和4年9月2日に入札公告を行い、9月27日に開札を行いました。入札が不調となりました。このため、設計・積算を見直して、再度、2回目の入札公告を10月21日に行い、11月14日に開札しましたが、入札が不調となり、これ以上競争入札を継続しても入札が成立することが期待できないと判断されます。

以上のことから、「堺泉北港 大津航路浚渫工事その2」の入札参加申請者3者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で最も安価な価格を提示した者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定（「再度の入札に付し落札者がいないとき」）により随意契約を行うものです。